

その他②

資料4

保育所等利用調整点数表の一部変更について

保育所等利用調整点数表について、次の項目を追加し、令和3年4月入所分の利用調整から適用します。

- ① 第3子以降の場合 1点加点
 ※就学前の子どものうち3番目以降
- ② 双子の場合 1点加点
- ③ 三つ子の場合 2点加点
 ※②、③は、①の加点と重複しない